

議案 第3号 「福祉委員会」に関する規約改正と「大綱」作成 及び「福祉基金」の今後の扱い方について

自治会にとっても高齢社会への対応は避けて通れない重要課題です。従来にも増して、この福祉活動に力を注ぎ、つつじが丘での足元をしっかりと固め、将来にわたり活動が地道に継続していけるよう、まずは福祉委員会の機能を充実させるため、一部規約の改正を提案いたします。

本件をご承認いただければ、新・福祉委員が中心となり、中期的視点から福祉活動の大本となる「大綱」を正式に定めると共に「福祉のまちづくり」に有効に寄与するため「福祉基金」の一部一般財源化への道筋をつけたいと存じます。

(1) 規約改正(17条の4・福祉委員会)

現行・単位自治会ごと1名

*改正案

委員会の構成員は単位自治会ごと各1名の他に、公募あるいは役員会が推薦する者若干名とする。

②委員長は委員の互選とする。

③委員会は過半数以上の賛意により、必要に応じ有識者等から意見を聴取することができる。但し、当該有識者等は議事の採決に加わることはできない。

「注」アンダーライン部分が改正案文としての追加部分になります。

改正理由

“自治・共助の精神”の下、本会は少子高齢化にさらに適応すべくその活動が有効かつ持続性あるものにするため、担当部所の福祉委員会を従来以上に機能充実を図る必要があるため。

(2) 「大綱」の必要性について

人間の幸福を希求する福祉の範囲は胎児を含む幼児から高齢者までと幅広く、さらに、それぞれの世代の価値観にまで議論がおよび、教育・自然・社会環境の在りようまで問題が広がります。また、関係する組織、団体も公的なものから私的なグループまで多岐にわたります。これらのすべてを包括するのが国や地方自治体(公助)に対し、生活圏を同じくする住民相互の助け合いが、いわゆる「地域福祉」と言われる分野で「共助」に当たります。

この「共助」を効率的に機能させることは本会発足時からの総意であり、また、すべての住民を代表する公的機関である自治会がその責務を担うことに疑問の余地はありません。しかし、ボランティア集団である故、おのずと能力の限界があり、限られた条件の下で具体策を講じて行くためには、いたずらに裾野を広げるのではなく、可能性と限界を客観的に精査しつつ、中期的（3～5年）視点から着実にできる範囲を絞り込み、その大本となる「大綱」を用意することが肝要と考えます。

来年度はまず素案（暫定的な大綱）をもとに、新・福祉委員会が中心となり関係諸団体と協議し、第39回定時総会には正式な大綱（案）を提案したいと存じます。

（3）「福祉基金」の扱いについて

本会は“共助の証（あかし）”として平成6年度に「福祉基金」を創設し、お陰様で平成25年度に総額1千万円の大台に乗ることになります。

深まる高齢社会に適応すべく、新・福祉委員会を中心に今後の活動は暫定大綱に沿った計画策定とその成果を検証し、確かな基盤（組織体制や意識の共有等）と持続性に遺憾なきことが認められた段階に入った時点で、改めて「基金の一部一般財源化」につき総会に提案したいと存じます。